

○阿藤部会長 それでは、ただ今から第2回の「人口・社会統計部会」を開催いたします。
本日の議題は、前回に引き続き、平成20年に実施される「住宅・土地統計調査の計画について」でございます。

本日は前回部会において指摘されました事項及び論点メモの各事項について審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は浅見委員が所用で御欠席でございます。

では、本日の配付資料の説明、それから前回10月15日開催の部会の結果概要について、會田統計審査官から御説明をお願いします。

○會田統計審査官 先ず配付資料の説明をさせていただきます。

最初に「参考」ということで、前回第1回部会の議事概要。

それから、前回最後に阿藤部会長に作成していただきました「論点メモ」を配付させていただきましたが、幾つかの御意見がございましたので、それを修正した上、今回配らせていただいております。

その後に資料1、平成20年住生活総合調査の関係の資料がございます。

1－(1)が実施要綱。

1－(2)が変更概要。

1－(3)が調査票。

1－(4)が利活用方法について。

1－(5)が前回調査との調査事項の対照表。

1－(6)が集計事項一覧表がございます。

資料2で「SNAにおける住宅・土地統計調査の活用について」というもの。

資料3の関係では、前回御要望のございました封筒などの関係でございますが、国勢調査の整理用封筒、それから前回の住宅・土地統計調査での記入の仕方。

それから、今実施しております就業構造基本調査のパンフレットのコピー。

それから、住宅・土地統計調査の集計事項一覧案の変更した案ということでございます。

もし不足している部分がございましたら、事務局の方にお申しいただければありがたいと思います。

配付してあります1枚目の参考ということで、第1回部会の概要を簡単に説明させていただきます。

前回第1回ということで委員の紹介の後、廣松委員が部会長代理に指名されました。

諮問者側、調査実施者側から調査の改正計画について説明の後、幾つかの意見交換がございました。そこに書いてあります箇条書きのものでございます。

コールセンター設置について、法定受託事務との関係であるとか、民間開放するとき、個々の市町村が個別に契約すると、例えば県庁所在地から離れたところでは調査員を送ったりするためのコストとかが高くなるので、もうちょっと大括りにしたらコスト的な面では変わってくるのではないかという御意見。

それから、住生活基本法が施行されて住宅政策が量から質へと大きく転換している中で、幾つかの経済的な観点からの項目も必要になっているのではないかと。

それから、質というけれども、どういう観点から質を調査すべきなのか、考える必要があるのではないかとという意見が出ました。

オンライン調査の関係では、東京都の方からだったと思いますが、回収状況が従来と変わってくるので、その辺を円滑に進めるようなことが必要であるということ。ナショナルアカウントの関係では、ストックの推計に住宅資産を調査するためには、住宅の時価と評価額というものが必要で、それについての検討が欲しいということがあります。

それに関しましては、今回の部会でやるにはちょっと大きいことなのではないかとという御意見もございました。

それから、住生活基本調査の集計結果様式でございますが、幾つかの住生活基本計画の中で、生活指標として活用されている事項もあるので、そういったものは最初の結果の中に含めてもらいたいという御意見が出ました。

すべての御意見をここで反映しているわけではございませんが、一応大きなところではこんなところではなかったかということで要約させていただきました。

以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

先ず、前回部会での御議論、御意見を踏まえて、事項の追加など再修正いたしました「論点（案）」をお手元にお配りしておりますので、修正箇所について、私から御説明申し上げます。

「1 課題への対応」は特にございません。

「2 調査の方法」で（2）の④に「SNAとの関係もあり、現住居以外の建物の資産推計が可能となるよう、調査を困難にしない範囲で、調査事項を工夫できないか」ということでございます。

（3）の③「オンライン調査において回収状況の把握と調査員への連絡に関して従来と異なる事務が発生するが、これらの事務は円滑に進められるか」ということでございます。

「（4）民間委託」の③で、「民間委託に関して、市町村ごとの契約はコスト面で割高にならないか」ということ。

（5）の③「法的に整理して、コールセンターの設置が法定受託事務の一部について国に吸い上げていない形になっているか」ということ。

（6）で文章の若干の修正ですけれども、「一次集計で作成することとしている結果表は、住生活基本計画の成果指標として活用する事項を含め」という文言を追加しまして、「十分なものとなっているか。また、オーダーメイドでの結果表作成を行う場合に留意すべき点がないか」という点を付け加えました。

大括りでございますので、また、個々の論点の中で、先ほど出たような細かい話も御議論していただきたいと思いますが、この論点メモについて、特段御意見がございましたら、

どうぞ。よろしいでしょうか。

では、今後この「論点メモ」にしたがって、審議を進めたいと思います。御意見があるようであれば、関連するところで御発言いただくということをお願いいたします。

それでは、この「論点メモ」に沿って審議を進めたいと思います。今ざっとお示ししましたが、「論点メモ」の構成というのは、大きく「1 課題への対応」。

「2 調査の方法」。その中に（1）から（6）まで「標本設計」「調査事項」「調査票の配付・収集」「民間委託」「コールセンターの設置」「集計の結果表」という、大きく分ければ2つの大項目と6つの中項目から成っております。

まずは調査実施者である総務省統計局からこの論点メモに沿う形で考えや、具体的な対応方策などを整理した資料を部会に提出していただいております。したがって、本日の審議は論点の項目ごとに統計局から提出資料の説明を聴取し、その後委員、専門委員、それから審議協力者の方々に御議論いただくという形で進めさせていただきたいと思っております。

順番につきましては、論点メモの最初の「1 課題への対応」は、調査の全体に関わる事項を含むものでございますので、もう少し細かい2の（1）から（6）までの審議をすべて終えた後、全体をとりまとめるような形で大項目の1に戻りまして、審議をしたいと考えています。

これは進行状況次第ですが、本日、2の（1）から（6）まで、かなり細かい話もございまして、総まとめの大項目「1 課題への対応」まで審議することは時間的に困難かと思われまので、この1については、骨子案についての審議を予定しております第3回の部会の冒頭で時間を取って行いたいと考えております。

2の（1）（2）の中項目につきましては、以下概ね15分程度の説明と議論をしたいと考えております。それで時間がいっぱいになってしまう。そういうことで進行につきまして、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

以上が前置きでございまして、早速2の「（1）標本設計」の審議に入りたいと思っております。

先ず「2 調査の方法」全体について、前回の部会での指摘に関する考え方などの全般的な説明を會田統計審査官をお願いしたいと思います。標本設計につきましては、前回の部会で特に御意見がなかったと記憶しております。全会一致の考え方を踏襲しているということもございまして、限られた時間を有効に使うために、もし、この「標本設計」につきまして、特段の御意見がなければ省略したいと思えますが、省略してもよろしいでしょうか。

○廣松委員 それで構わないと思うのですが、この部会の審議の議事録に、②に関する議論は残しておくべきだと思います。というのは、②は統計委員会の席で美添委員が発言なさったことだと思いますが、それに対する対応を調査実施部局の方から、とりあえず御説明いただいたて、それを議事録に残した方がいいのではないかと思います。

○阿藤部会長 御説明というのは。

○廣松委員 今はどのような方法を採用していて、分析に影響が出ていないかという部分です。

○阿藤部会長 わかりました。これは今、廣松委員からお話があったように、この場ではなくて、統計委員会の席で美添委員から出たことですが、それでは、これについて少し議論させていただきたいと思います。

それでは會田統計審査官からお願いします。

○會田統計審査官 それでは、この「2 調査の方法」全般につきまして、先ほど最初に説明させていただきました前回部会の議論の概要と重複する部分もあるかと思いますが、「2 調査の方法」(1)から(6)までのところで、どういった議論がなされたかということを紹介させていただいた上で、(1)から順番に調査実施者の総務省統計局の方から、お考えなりを順番に御説明いただくという形にさせていただきたいと思います。

とりあえず私の方から前回のおさらいになるかもしれませんが、報告をかねてさせていただきます。

「(1) 標本設計」に関しましては、前回の部会では特に議論はございませんでした。

「(2) 調査事項」に関してでございますが、1つは森泉専門委員の方から、現在の住調では、別世帯となっている子の住んでいる場所というのは調べているけれども、今後子育てとか少子化の観点から、別世帯となっている親の住んでいる場所というのが要るのではないかという御発言がございました。

それから、廣松委員の方からは、調査事項全般についてですけれども、量から質という変更があるということだが、質というのは、さまざまな側面がある。どういう点を重視していくか明確にしていく必要があるのではないかという御発言がありました。

野村委員からは、民間借家で個人所有と法人所有の区分が正確にできないということで、今回、調査事項の廃止ということだけでも、同じようなことで敷地に関して、買ったり借りたりということも聞いておるけれども、そちらの方も正確にできないのではないか、2つの設問について整合性を持った扱いが必要ではないかという御意見がございました。

あとSNAとの関係では、野村委員から「住宅」、「土地」、「帰属家賃」の推定を行うために、住宅・土地統計調査をどのように活用できるか、更に検討が必要であるということと、具体的に調査事項の成果について検討が必要である、例えば、その中で住宅の時価とか、評価額とかが必要になるのではないか、今後の検討課題としてほしいという意見がございました。

それから、阿藤部会長の方からは、ナショナルアカウントとの関係では、基本計画の部会という場で、統計全体を見て、個々の統計の役割について方向性を議論していく必要があるのではないかという点がございました。

森泉専門委員からは、住宅が家計の実物資産の7割を占めているということで、急には難しいだろうけれども、住宅・土地統計調査、もしくは住宅需要実態調査の調査事項とし

て、住宅ローンであるとか、市場価格であるとか、ファイナンスの方法など、経済的な項目について調査する時期に来ているのではないかという御意見がございました。

「（３）調査票の配付・収集」の関係でございますが、嶋崎専門委員の方から、オンライン調査というのは非常に回収率向上に有効だと思うのだけれども、一部の市町村で実施するというけれども、どういう選定基準で市町村を選んでいるのか、また、システムを設計していくと、ある項目を入れないと次の画面に動かないとか、システムの画面設計とかがあるけれども、どういう考えでやっているのかということをお教えしてほしいという意見がございました。

嶋崎専門委員の方から、封入提出ということになると、記入の難しい事項もあるので、記入の仕方というのはどうしているのかということをお教えしてほしいという御意見がございました。

東京都の方から、オンライン調査になると、どこがオンラインで返して、どこがまだ返していないという別の情報も必要になって、それをいかに調査に還元していくかということになって、調査員への連絡に関して従来と異なる事務が発生するが、この辺りを円滑に進むようお願いしたい。具体的な方法としてはどうしているのかということの御意見がございました。

大江専門委員からは、調査員の確保ということについて、従来市町村で自治会とか町内会という形で依頼してきたけれども、高齢化ということもあって、新しく地域の実情を知っているNPOとか、そういったところから調査員の推薦を依頼するなど、新しい調査員確保のチャンネルを考えたらどうかという御意見がございました。

「（４）民間委託」に関しましては、嶋崎専門委員の方から、個々の市町村で民間企業と契約していくと、場所によってコスト面が高くなったりとか、不利な面が発生するのではないかという御意見がございました。

廣松委員の方からは、民間開放を考慮した計画案ということだけれども、地方においても色々な手続が必要だけれども、それが間に合うか十分に詰めておく必要があるという意見がございました。

「（５）コールセンターの設置」に関しまして、廣松委員から、コールセンターで色々記入者への対応を行うということだけれども、それと法定受託事務との関係がどうなっているのか、整理しておく必要があるのではないかという御意見がございました。

「（６）集計の結果表」では、大江専門委員の方から、最近、介護保険などでグループホームとかが出てきて、こういったものは建物として一般の住宅と変わらないが、中に共同して生活しているというようなところがあり、いわゆる施設と住宅の境界があいまいになってきているけれども、高齢化住宅政策の面から考えると、こういったところも区分して集計結果が出るように工夫してほしいという意見がございました。

それから、国土交通省の方からは、住生活基本計画の成果指標として活用している事項については、最初の方に色々結果表として公表をお願いしたいという御意見がございま

した。

以上、前回、こういう意見があったという紹介でございます。

○阿藤部会長 今のは調査の方法に当たる部分の全体の紹介になりましたが、ただいま廣松委員から出ました中で「標本設計」の②については、担当の千野国勢統計課長から御説明をお願いします。

○森泉専門委員 その前に、今、會田統計審査官からの説明で、私が申し上げたのが1つ抜けているような気がするのですが、申し上げてよろしいでしょうか。

○阿藤部会長 どうぞ。

○森泉専門委員 フェースシートについて申し上げたのですが、一応取り上げていただきたいと思うのは、要するに、あときは妻が就業しているかどうかという世帯、言葉を変えれば世帯員全員の所得の有無という形で申し上げたいというふうに、前は妻就業と申し上げましたけれども、あるいはそういう形で、取り上げていただきたいと思います。

○阿藤部会長 わかりました。それでは、それを追加するというので、千野国勢統計課長、お願いします。

○千野国勢統計課長 それでは「標本設計」の論点の②ですが、これにつきましては、平成10年までは集落抽出、15年から二段抽出ということによって、親と子が近くに住んでいれば、両方とも標本になって、それによって親と子の分析ができるのではないかと。それができないようになったのではないかと御指摘だと思いますが、これにつきましては、標本設計の問題ではなくて、調査票上親子、別の調査票で出てきたものに対して、親子であるということ特定するということがそもそも難しいということございまして、標本抽出の問題ではないということです。近くに住んでいる親と子を正確に把握するためには、調査票の何を見るかということ、氏名しかないわけで、氏名については同じ姓だからと言って親子とは限りませんし、また、結婚して姓が変わっているということもございまして、集落抽出におきましても、親子の特定というのは大変難しいということだと思います。

ということと併せまして、標本設計の話で言えば、今、財政状況は非常に厳しいという中で、細かい地域の統計まで整備するためには、現在の二段抽出方法によるメリットは大きいということだということだと思います。

「論点2」に関しては以上です。

○阿藤部会長 ありがとうございます。ただいまの御説明に対する御質問を含め、御発言ございましたら、どうぞ。

○廣松委員 確かに、この点は平成15年のときの審議でも取り上げられたように記憶しています。今回、その考え方に関して、前回と同じというか、変えないということであれば、この部会でその点が了承されればそれでいいと思います。

○阿藤部会長 ありがとうございます。そもそもマッチングが大変難しいということと、当然できたとしても、同じ集落にいるものに限られるということになってしまっていて、情報

としては非常に不十分なものだということです。

それから、抽出法との関係が非常に強いものではないということでございますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、この件については、これで議論を終了させていただきます。

次に「調査事項」につきまして、総務省統計局の考え方などを資料に沿って5分程度御説明をお願いいたします。

○千野国勢統計課長 それでは、前回お答えしなかったものを中心にお答えしていこうと思いますが、1つは、別世帯となっている子に加えて、別世帯となっている親について把握すべきではないかということですが、この住宅に関する統計というのは、住宅・土地統計調査以外にも幾つかございまして、その中で住宅・土地統計調査は、住宅や土地に関する実態を把握する、住宅等に関する最も基本的な統計調査でございまして、調査項目もこれに必要な最小限のものにしてございます。

一方で、本日資料として出ていますので、後ほど御説明があると思いますが、国土交通省が所管する承認統計であります住生活総合調査という名称のものがございまして、その調査との間では調査項目の設定、それからデータリンケージの実施について調整を行ってきたところです。住宅に関する事項をどうとらえるかということにつきましては、これらの住宅に係る統計体系全体で考えるものと認識してございます。

御指摘の別世帯となっている親の住んでいる場所という調査事項につきましては、住生活総合調査におきまして、こちらの方は親と子の住まい方の現状、意向といったような調査項目を追加することを検討しているようでございまして、そちらの方で調査することを検討しているというふうに承知してございます。

次に、民営借家の個人、法人所有を統合した関係で、敷地について買ったり借りたりした相手を聞いているところがあるのですが、それについても正確に調査できないのではないかと御意見がございましたが、これにつきましては、民営借家の個人、法人所有の別につきましては、民営借家の賃貸を契約するときに、不動産業者が間に入ることが多うございまして、そのような場合には、世帯側、借主側、借り側で家主が法人か個人かといったことを正確に把握していないことが多いということで、統合したわけですが、敷地につきましては、その中で借地という回答をした世帯というのは、数%くらいしかないという特定の世帯でございまして、併せて借地の場合は借地権が設定されまして、一般的にはその借地権を登記するものということでございまして、民営借家の賃貸の場合とは事情が異なりまして、借地の方は世帯側でもかなり把握しているのではないかと考えてこれまでこのような区分で行っております。

なお、借地の方につきましては、所有地か借地かを区分せずに敷地全体で把握しているものですから、例えば借地を除くようなことをしますと、時系列上断層が生じることになりますので、時系列の面からも今の調査項目で行うのがいいのではないかと考えてござい

ます。

例えば住宅ローン、住宅の市場価格、購入価格、ファイナンス方法などを調査すべきではないかということにつきましては、先ほどの親と子のところと同じ答えでございまして、住宅に係る統計体系全体でどのように対応していくかということでございまして、御指摘の経済面の事項のうち可能と考えられるものにつきましては、ローン残高等の調査項目について、住生活総合調査で追加して調査することを検討していると聞いてございます。

今、追加でございましたのは、世帯全員の所得の金額を聞くということですか。

○森泉専門委員 いや、ありなしです。

○千野国勢統計課長 所得のありなしということについては、今伺いましたので、ここは実際に現場に近い都道府県の方の意見なども伺っていただくといいと思いますが、収入に関する項目、それから教育に関する項目、これは世帯の記入の抵抗感が非常に大きい項目でございまして、我々は調査項目として設定するときに大変慎重に考えていまして、教育とか収入とかいう項目が調査票にたくさんございまして、ほかの調査項目にも影響するような記入状況になるという経験がございまして、所得関係については、なるべく最小限のものにしたいと考えていまして、そういう意味で世帯全員の所得の状況を聞くということは、そのような抵抗感を考えると、どうかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、今お話に出ました住宅・土地統計調査と非常に関わりがある承認統計の住生活総合調査が、どういう項目について調査をしているのかを。

○森泉専門委員 今のに対しては、これで終わりになるのですか。

○阿藤部会長 これを続けてやった後だと思います。

○犬伏統計審査官 それでは、平成20年住生活総合調査の調査事項を中心に御説明させていただきます。

資料につきましては、先ず資料1-(1)として、この住生活総合調査の内容を規定しました実施要綱、それから、資料1-(2)ということで、平成20年調査計画について、5年前の15年調査との変更事項の概要を用意させていただいております。

それから、資料1-(3)として、今回の計画しております20年の調査票、資料1-(4)として、平成20年住生活総合調査の調査事項について、各項目の必要性なり、どういう活用をしているか、それから、特に15年調査からの継続事項であるか、20年調査の新規事項であるかということ整理させていただいております。

それから、資料1-(5)でございしますが、これは15年調査との新旧対照表という形で提出させていただいております。

最後に資料1-(6)で集計事項の一覧表という、以上6種類の資料を用意させていただきました。資料1-(1)に戻っていただきたいと思います。御承知のとおり、住生

活総合調査につきましては、「1. 調査の目的」でございますけれども、住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に把握するということを目的といたしまして、昭和35年から、住宅需要実態調査ということで、第1回目の調査をスタートしております。

それ以降概ね5年周期で調査を実施しております、今回は11回目の調査ということでございます。

それから、今回の調査におきましては、住宅・土地統計調査と同一調査客体を対象として調査のデータリンクージュを図って集計・分析を行うということを予定しております。

「2. 調査時期」でございますが、これは平成20年12月1日現在ということで、住宅・土地統計調査の2か月後ということを予定しております。

「3. 調査対象」につきましては、ここがございますように、20年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯約10万8,000世帯を対象とする予定にしております。

調査方法につきましては、都道府県・市町村の住宅主管課を経由して調査を予定しております。

「4. 標本設計」は省略させていただきまして、「5. 調査項目」でございますが、大項目としては(1)から(10)の項目でございますが、問いと言いますか、小項目ということでは、トータル20の調査事項を予定しております。

これを概観していただくために、資料1-(3)の調査票を御覧いただきたいと思っております。

先ず2ページ目の「問1」でございますが、問1では、現在住んでいる住宅、その住宅の周りの環境についての評価、満足度等を取ることにしております。

「問2」におきましては、現在の家賃やローン、返済金等について負担感をどう感じているかということを取ることにしております。

2ページ目の「問3」では、最近5年間の住宅の変化の状況についてとらえるということを予定しております。

「問4」では、住む住所が変わったとか、住宅の変化があった者に対して、変化した理由が何であるかということをとらえることを予定しております。

4ページ「問5」では、住宅を移転した方について住宅を移転する以前の住宅について、どのくらいの期間住んだかということ等についてとらえる予定でございます。

「問6」は、住宅の住み替え、改善の意向・計画などを持っているかどうかということにとらえようとしております。

5ページ「問7」で、住み替えなり改善の意向・計画のある者につきまして、その目的は何かというようなことをとらえようとしております。

「問8」で、住宅を新築する等の意向・計画のある人について、その住み替え先はどこなのか、「問9」では、住み替えるときに現在の土地・住宅をどう処理をしようとしてい

るのか、「問 10」では、リフォームを考えている方について、どのようなリフォームを考えているかということをとらえようとしております。

6 ページ「問 11」では、家を新築する、リフォームを行う計画のある方について、借入金を含め現時点でいくらまでなら抛出可能と考えているかということで、抛出可能な総額をとらえようとしてございます。

「問 12」では、住み替え等の計画が無い方について、その理由は何かということをお聞きしております。

「問 13」につきましては、今後の住まい方、現在の住まいに引き続き住みたいのかどうか等についてお聞きしております。

「問 14」は新規項目でございますけれども、当該世帯におきまして、要介護認定を受けている者がいるかどうか、その辺をとらえようとしてございます。

「問 15」については、親・子世帯の住まい方について、とらえようとしてございます。

7 ページ「問 16」では、子育てを考えた場合に住宅や環境についてどのような点が重要かと考えているかということで、子育ての環境についての意向をとらえようとしております。「問 17」で、別荘やセカンドハウスを持っているかどうかをとらえようとしています。

8 ページ「問 18」でございますが、住宅の相続の状況についてとらえる予定にしております。

「問 19」と「問 20」で、調査対象となった世帯の属性について、「問 19」で現在所有している不動産の価値について尋ねてございます。次に貯蓄残高の総額についてお聞きしております。

「問 20」で住宅ローン残高、住宅ローンの返済期間、月平均のローンの返済額等について把握するようにしております。

概略こういった事項について今回調査することを予定してございます。

1 点補足させていただければと思いますが、資料 1 - (5) 新旧対照表でございますが、この中で右側で網かけをしているところで「削除」というところが出てくるかと思っております。これは先ほども説明がありましたように、今回の調査におきましては、平成 20 年住宅・土地統計調査と同一客体について調査するということとございますので、それとのデータリンクを行うことを前提にしてございますので、重複する事項については、全部割愛するというように予定してございます。

概略以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

もう一つ御説明をいただきたいと思っております。「SNAにおける『住宅・土地統計調査』の活用状況について」、内閣府の方から御説明をお願いしたいと思います。

○内閣府 内閣府社会経済総合研究所国民経済計算部国民資産課長の百瀬でございます。よろしく申し上げます。

それでは、SNAで住宅・土地統計の活用についてということで、現状、それから今後

の活用、その辺りにつきまして、御説明したいと思います。

御案内のとおり、SNAは大きくストックの部分、それからフローの部分とありまして、ストックのところには使えないのではないかという御指摘でございまして、ストック関係にしましては、この住宅・土地統計調査は現行の推計では利用してございません。

ただ、この資料2の1枚目の下の方に「(2)フローの推計」ということで3項目ありますけれども、フローの方では「家計の支払う賃貸料の推計」「持ち家の帰属家賃の推計」「『賃金・俸給』の中の給与住宅差額家賃」、ここの部分でこの統計を活用させていただいております。家賃とか戸数の関係でデータを入れさせていただいております。

ストックの方なのですが、①で「宅地」、②で「住宅」ということで2つに分けておりますけれども、宅地の推計にしましては、aのところを書いてありますように、市町村別に「面積」を求め、それに「単価」を乗じて求めておりまして、面積にしましては、総務省の方で、税金の関係なのでありますけれども、「固定資産の価格等の概要調書」、これの数字が面積としてとれまして、かなり詳細なものがとれています。

単価にしましては「地価公示」と「都道府県地価調査標準価格」、これは国土交通省の方で毎年出しておられますが、それから単価を求めています。

土地資産額の全体としましては、住宅・土地、村落地区、これは概要調書の方の括りにもこのままで内訳はあるわけですが、その土地資産額を基本としまして、固定資産税の評価額、これの相対的な比率として求めまして、商業地区とか工業地区等の数字を推計しているということでございます。

今、面積と単価別にそういうデータを取っておるということで紹介したわけですが、面積に関しての概要調書にしましては、ほぼ漏れなく税金で固定資産税を把握するための決定価格ということで、数字がありますので、その面積も対応した形で、ほぼ漏れなく把握できていると考えております。

単価につきましては、先ほど言いましたように、地価公示、地価調査の価格を市町村別の平均価格、加工しましても、その平均価格を求めまして、利用している。

今後、ここの住宅・土地統計調査で追加的な地価情報を得られるようなことになるのであれば、その利用の可能性を検討したいと考えております。

もう一つ、住宅の方なのですが、これは一般の有形固定資産の一部で、形のある資産ということで有形固定資産と言っているのですけれども、そのほかの項目と同じように、45年、これは「国富調査」の最後ですが、45年の国富調査をベンチマークとしまして、毎年の固定資本の形成、減価償却等を加減して推計している。

毎年の固定資本形成はSNAではコモディティー・フロー等、大きなシステムを持っておりますので、その推計値を使いながら積み上げているということでございます。

ここで住宅・土地統計調査の対象にしましては、住宅等の床面積等が把握されておりますけれども、金額評価、単価の情報入手ということで、何らかのそういうものがあれば、チェックに使うとかいうことで活用できるのではないかと考えております。

フローのところは先ほど口頭で説明しましたけれども、そういう利用をしております。

「今後の活用に向けて考慮すべき点（特にストックの推計）」ということで、「基準年のストック額の推計」という面で、1ページが一番下でございますけれども、住宅・土地の調査に関しましては、層化2段抽出法によるサンプル調査であって、土地資産額の推計のときには単価情報が必要となってくる。これをどうするのかというところが課題になると思います。

「中間年の推計について」で、国民経済計算では、毎年国民貸借対照表を作成して、土地ストックの推計を行っておりますけれども、こちらの調査が5年置きとか、こちらの基準年からの推計と、その辺の調整と接続が必要となります。

それから、中間年の推計方法をどうするのかというところで、使うにしても、そういう検討が必要になってきます。

「住宅ストックの推計」の関係に関しましては、先ほどもちょっと出ましたけれども、国民経済計算の枠ということでは、フローとストックが整合的であり、それぞれ大きなシステムを持っていますので、そういう連携を取りながら、整合的な数字を出すということで、こちらの方で少し住宅ストックの額を検証できるデータが金額的に出てくるとしますと、住宅・土地調査の中で住宅の市場価格を調査するという御提案があるようですけれども、そういう提案で数字が取れば、地区等には利用できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。調査項目につきまして、多岐にわたりますので、一つひとつ分けて行った方が議論しやすいですね。

それでは、最初に「『別世帯となってる子の住んでいる場所』は、介護のみの観点からは重要であるが、今後必要となる少子化の視点から言えば『別世帯となっている親の住んでいる場所』を把握することが重要である」という御指摘が前回ございましたが、今、統計局の方から御説明があつて、住生活総合調査で調査すると答えがあり、説明があつたのですが、これについて御意見をどうぞ。

○森泉専門委員 私が申し上げたので、もう一度御質問させていただきたいと思います。

お送りいただいた住生活総合調査というのを見させていただきました。色々私も利用させていただきまして、現在、これを使って分析中なので、項目をよく見させていただきました。

新しいので、今、私が申し上げた子世帯から見た親の介護ではなく、申し上げた趣旨は、親が働いている子どもの世帯を助けるという意味で申し上げたわけです。住生活総合調査にもやはりそういう視点は無いので、親子の住まい方というのは、専ら高齢者の親、あるいは自分が高齢になったらどうするかということなので、ちょっと私が申し上げている趣旨とは違うと思います。

私は特にその点についてはこだわりませんが、この旧住宅需要で取れますという

ことは、ちょっと私と認識が違っておるということを申し上げたいと思います。

それから、後で住生活総合調査の項目があるのであれば、ちょっと紛わしい点などもそこに関してもございますので、そういうことを言わせていただきました。

○千野国勢統計課長 住生活総合調査の調査票の7ページの(ウ)が先生御指摘の調査項目に当たるのではないかと我々考えたのですが、これとは違うということでございますか。

○森泉専門委員 わかりました。これは親と自分との住まい方と理解してよろしいということですね。わかりました。私が誤解しておりました。

ついでに申し上げますけれども、この(オ)はちょっと曖昧で、高齢期の介護は自分なのか親なのかちょっとわかりにくいので、この辺はもう少し言葉が必要かなと思います。

○阿藤部会長 それでは、住宅・土地統計調査の方について言えば、これを住生活総合調査の方でカバーできるのじゃないかということで、親の点から見て、あるいは子の点から見て、近親者がどういうところにいるかという情報は一応得られているということでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、これはそういうことで了承していただきました。

もう一点「民営借家の『個人所有』、『法人所有』の正確な調査が困難ということだが、同じことは敷地を買ったり借りたりした相手(設問23)についても言えるのではないか。整合性を持った検討をしてほしい」ということで、統計局の方からの御説明がございましたが、これについての御質問は野村委員ですね。

○野村委員 可能であると認識されているのであれば問題はございません。ありがとうございました。

○阿藤部会長 ということで、これも一応御了解いただいたということでございます。

3番目に住生活基本法が施行されてから、住宅政策が大きく転換して、量から質へということで、特にマーケット指向という方向に変わる。「この調査では経済面を把握する項目が『所得』しかない。新しい住宅政策の目標達成度をみる場合」、所得だけではないかということで、住宅ローンや住宅の市場価格、購入価格、ファイナンスの方法などを調査する方法を考える時期に来ているのではないかという趣旨の御質問が前にあったと思いますか、統計局側からは、これもまた住生活総合調査で相当程度聞いている。しかも、リンケージは可能であるということで御説明がございましたが、これにつきましては、これまた森泉専門委員ですね。

○森泉専門委員 私が申し上げました。御返答ありがとうございます。

確かに私は、実は、今回の旧住宅需要実態調査は、大分、経済変数が入ったので、非常に私自身は感激をいたしましたのです。しかしながら、残念なことに先ほど御説明があったローンの残高はございます。しかし、以前あった購入当時のローンをどれだけ組んだかというのははっきり切れてしまったのです。そこは非常にもったいないと思いました。ローン

の残高を聞いていただいたり、ローンの返済期間とかは非常に有効な経済的な変数で、非常にいいことだと思うのですが、そこが切られてしまったのは、誠に残念だと思いました。ちょっとずれますけれども、リフォーム等についても、ちょっと紛わしいところもあるので、もし、そういう点に関しても聞いていただければと思います。ローン残高はそういうことでした。

この場を借りて申し上げるのは気が引けますけれども、例えば細かいところですが、さっき申し上げた点は、新しい調査票の5ページで、今使っていて、どうしたらいいのかと思っているのですが、問7の(イ)ですけれども、連続していないのですね。「1～2年未満」、普通「1～3年」とかなのですが、次に「3～5年未満」で次に「6年以上」となって、こういうところが割と紛わしかったりするところがほかにもあるので、もし、後ほどでもいいですけれども、指摘をさせていただければありがたいなと思っております。

それから、住宅の市場価格というのも、野村委員もそうですが、私も申し上げたのですが、それに関して、調査票の一番最後の「あなたの世帯の資産・住居費について」というところで、さっき内閣府からは住宅統計調査でやっただけかなものかという御意見だったと思うのですが、それもそうかもしれませんけれども、この問19でもう少し工夫できるのではないかと思います。この問19というのは、全部入っているから実はわかりにくいのであって、自分が持っている、住んでいるのが幾らですかと聞けば、1個だけを特定できるので、(ア)のように聞くのも、実物資産の保有額というので、これは非常に貴重な情報だと思いますけれども。もう一つ、今の住まいの市場価値というのを聞けば、先ほど内閣府からの要望も、サンプルサイズは少し小さいですけれども、可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

以上です。

○阿藤部会長 ありがとうございます。質問はどちらかという、専ら住生活総合調査の方に行ってしまうので、なかなか対応が大変です。

○會田統計審査官 住生活総合調査というのは基本的に承認統計でございまして、今回住宅・土地統計調査という指定統計の方の御審議をいただいております。この承認統計についてこの場で議論いただくのは、誠に申し訳ございませんけれども、控えていただきまして、御意見等がございましたら、別途書面とかでいただくことは構わないと思いますが、この場ではちょっとお許しただきたいと思っております。

○森泉専門委員 済みません。それでは総括しますと、さっきの住生活で取れますよとおっしゃってくださったので、それてしまったのですけれども、半分しか取れないということをお願いしたいと思います。

○阿藤部会長 住宅ローンの残高はあるけれども、購入当時のローンが無いというところですね。

○千野国勢統計課長 住宅の市場価格ということですか。

○森泉専門委員 そうじゃないです。それはさっき余分なことを申し上げたのですけれども、先ほど借入金などもできたらいいと私が希望として申し上げたわけですが、そうしましたら、住宅需要の方で取れますよという御回答だったと思うのですが、それは十分ではありませんというのが私の認識です。それは住宅需要の方のお話なので、特に住宅・土地統計調査ではその点はこだわりません。

○阿藤部会長 ありがとうございます。一応希望と言いますか、連絡事項として、承認統計である住宅需要調査の方にお伝えするという形でとどめさせていただきたいと思いません。

○廣松委員 今回の座長のまとめでいいと思うのですが、今回、住生活総合調査が住宅・土地統計調査の対象の一部を調査するという形で、かなり大きな変更がなされようとしている。そうすると、これはちょっと超越した意見ですが、住宅・土地統計調査のある意味で附帯調査という位置づけになるわけですね。調査日は10月1日と12月1日とで違うということなのですが。住宅・土地統計調査は、今は甲と乙、宅地以外の土地を含めないショートと含めるロングにして調査しているわけですね。

計画どおりだとすると、住生活総合調査は、ある意味で住宅・土地統計調査の丙調査のような形になる。現状だと10月1日に住宅・土地統計調査に当たった一部の人が、12月1日にまた住生活総合調査にも当たることになるわけですね。そうすると、調査の関係という点から言うと、もう少し整理した方がすっきりするのではないかと思います。

ただ、住生活総合調査は今回の住宅・土地統計調査の直接の審議の対象ではありませんので、あくまで個人的な意見として申し上げておきたいと思います。今後、住宅および土地に関係する調査を整理統合する際の1つの方向性として、今申し上げたような住生活総合調査を住宅・土地統計調査の丙調査のような形で取り込んでしまうということも考えられるのではないかと思います。

もう一つ、これはちょっと議論を先取りすることになるかもしれませんが、先ほどからのお話、あるいは前回出た御意見の中で、私が気になるのは、質という面でどういう面をとらえるかということについて、前回の15年調査では、どちらかというところ介護、あるいは高齢者のためのバリアフリーということを質の具体的な側面として取り上げた。確かに森泉専門委員がおっしゃっているとおり、現状では、子育て支援が大きな社会的な関心事になっている。

そうすると、質の側面として、高齢者の介護とバリアフリープラス子育て支援をとることも考えられる。ただし、毎回プラス α として加えていくとどんどん増えますから、例えば1回置きに調べるとか、そういう方法もあり得るのではないかと思います。

この点は今回の住宅・土地統計調査の直接の審議の対象ではないと思いますので、意見として申し上げておきたいと思います。

○大江専門委員 今回の御意見に関して2つ関連してあるのです。

1つは、ショート、ロングとしてとらえるということに関して、これは是非実施後に検証していただきたいのですが、私は先ず調査する側、データを取る側としては、これから取れるデータという点に関しては、今回のリンケージは非常にいいことだと思っているのですけれども、被調査者の方からしますと、10月に来て答えて、また12月にやってくる。この標本の形でいきますと、30分の2人がまたやってくるわけですね。

そうすると、あれ、また来たという感じになって、そのときに2番目の方が非常に詳細なものなので、そのときの回収率が落ちるのか、関係ないのか。これまでは別の標本でやっていたわけですから、これまでのものと今回のリンクした場合と、どういうふうに回収の状況が違うのか、あるいは記入の状況か違うのかということは、是非住生活総合調査の方で検証していただきたい。そうではないと、リンクする意味があるのかなのかということが1つの側面から評価できないのじゃないかということがあると思います。

子育て中の人の親との関係は、子育ての社会化の問題です。子育ての点で親がどこにいるかを聞きたいという話は、子育てというものをどう社会的にとらえるかという、1つの社会資源としての親という考え方になるわけで、これを聞くことはある意味で、そこに資源としての重要性を見出すのだということを経済として表明しているようなものだということになるわけです。

このことに関連するのですが、実は2000年国勢調査の際に、別世帯の子どもの調査項目を入れてほしいということをお願いして、第3次試験調査の中まで入っていたようなのですが、結果的にはそれはなくなってしまったわけです。

そのときの御説明としては、2000年から介護保険が始まる中で、家族に介護を頼るような意味合いがある調査項目を入れることは望ましくないということが1つの理由として挙げられていたのです。

それもそうだと思いますけれども、5年間介護保険制度を実際にやってみて、今回改正になりましたけれども、やはり子どもの存在というものが介護サービスを左右する変数であるということは大体わかってきた。

そういう意味で子どもに介護を求めるということではないけれども、子どもの存在、どこにいるかということが重要な社会的な把握すべき事項としてあるということはわかってきたので、住調の中でこのことは是非きちっとやっていく必要がある。

しかし、親の介護という問題と子育てにおける親の支援としての資源というのは、別の問題なので、私は子育てに関連して積極的に親との関係を聞くことに関しては消極的な考え方であるということをお願いしておきます。

以上です。

○森泉専門委員 余りこだわるわけではないのですけれども、本当は理解が違うということをお願いしたかったのですが、子育てについての支援というのは7ページの親とどういうふうに住んでいますかというのは、厳密に言えばわからないわけです。この親というのは元気な親かどうかわからないので、目的がはっきりしていないということを確認してい

ただきたいということを申し上げるだけです。

それから、今、廣松委員がおっしゃったことは全く賛成でありまして、今度の住生活総合調査のやり方というのは、これはこれで非常に有効な方法だと私は思うのですけれども、例えば国民生活基礎調査も非常に似たような方法で、親標本からどンドンぶらさがっていくわけですが、それをまとめて全体として審議したように思います。

ですから、今後の方向として、廣松委員の御意見というのは貴重な御意見だと思いました。

○嶋崎専門委員 客体への負担等で懸念されますのは、告知の有無です。住宅・土地統計調査で甲票のショートをお願いする際に、2か月後にこの調査が来ることがあるということを知しておくのでしょうか。再度調査される可能性が35分の1の確率であることは告知しておく必要があると思います。また、現在のインフォームドコンセントという観点からも必要ではないでしょうか。

○千野国勢統計課長 そこは大変難しい問題でございまして、告知をするのかしないのか。するとした場合にどういう形でするのかということですので、特に現場でどういう状況かということをよく把握しないと結論を出せない問題だと思っていますので、すぐに結論を出すのではなくて、我々、都道府県とか市町村と色々な会議がありますので、そういう会議を積み重ねていって、その上で結論を出そうと思っています。

○嶋崎専門委員 現状では一応告知をするという姿勢で臨まれるのでしょうか。

○千野国勢統計課長 まだ方向を決めているわけではございません。

○嶋崎専門委員 先生方おっしゃっているように、国の調査に1度回答すると、その後も調査されるという意識が広がってしまうことは大変危険だと思いますので、何らかの告知が必要ではないかと考えます。

○阿藤部会長 色々御意見が出ましたが、最後の点は調査の方法とも絡むし、調査主体も実は違うのです。ただ、受ける側は当然同一世帯ですので、その辺重々配慮した調査方法をしていただきたいと思いますとお願ひしておきます。

廣松委員の方から大変大きな問題提起がございまして、住宅・土地統計調査と住生活総合調査は、住宅・土地統計調査の方でショートフォーム、ロングフォームが既にある。更にまた住生活総合調査がロング・ロングフォームという三重の構造になってきている。

最後に森泉専門委員から御意見のあった国民生活基礎調査なども、そういう意味では似たような質問が、全部ではありませんか、ダブってきているという可能性もあるということもあって、その辺をどう整理するかということだと思っております。

これはこの場ではなかなか難しいので、まさに統計委員会で、何でも基本計画に持っていってしまうのもどうかと思いますが、恐らく人口・社会統計としての体系化を考えるときの1つの重要な柱ではないかと思っておりますので、そこに宿題として預けたいと思っております。

2つの調査時期がずれますので、リンクした場合、回収率がどうなるかという問題も、先ほどの調査方法の御質問と併せて御検討をお願いするというにしたいと思っております。

住生活総合調査の方でかなり社会的な問題として従来介護の問題が非常にクローズアップされて、確かに時代的にはそうであった。ただ今は少子化の時代で、同時に子育ての社会的資源をどう確保するか。家族であったり、施設であったり、さまざまあるわけですが、そういうことで言うと、むしろ子育て中の若い世帯がおじいさん、おばあさんとどういう付き合い方をするとか、あるいは恐らく周辺環境などについても、住宅・土地の周辺で調査員が調べる中で、最寄りの医療機関とか公園とかがあって、その中に最寄りの老人デイサービスというのが前回あったように思うのですけれども、そういうことで言うと最寄りの保育所みたいなものも可能になるのかどうか。今のような少子化とか子育ての問題を考えるとですね。

○千野国勢統計課長 学校や保育所については、前回の統計審議会の答申でも指摘されてございまして、GISを用いて、調査区からの距離別の住宅数等の集計をしております。

○阿藤部会長 代替的な形でやられているそうですが、そういう大きな視点として少子化問題があるのではないかと。これも国民生活との関係とかがあって、幅広い観点から検討を要するのではないかと。これも宿題として預かっておきたいと思えます。

今の点はそれだけにしまして、大きな話として、先ほども住宅の市場価値という話が出ましたが、ナショナルアカウント側で、先ほど内閣府の方からも御説明がございました。それについて野村委員の方からどうぞ。

○野村委員 ストックの価値についてなのですが、その前に先ほどの廣松先生のお話にも大賛成でして、基本計画部会の方で基幹統計を定義していくなかでそれは議論していかなければいけないと思えます。

もう一つ大きな話は、ストックの推計なのですが、こちらに関しまして、一番最初にこの部会を超えた大きな話であるという形でしたが、基幹統計とは何かというほどは大きくない話であって、やはり議論をした方がいいのかなと。ただ、15分で話すほど小さい話ではないという形であると思えます。

一方で、ちょっと御紹介させていただいたのですが、平成15年のときの調査の審議会の議事録においても、当時の廣松部会長のお話を受けて、当時の国勢課長の方が、現住居以外に所有している住宅の資産における属性と言いますか、構造とか建築時期とか、そういうものの調査項目が平成15年のときに除かれたと。それを受けて森泉委員、ほかの委員も含めまして、皆さんから御指摘があり、「必ず復活させるということは保証できないが、検討する」と議事録に書かれているのを拝見しました。

現在の検討が果たしてどうなのか。推計の方法としてざっくり言いまして、2種類あるかと思うのですが、土地推計と同じような形で建物の構造、建築時期等の属性を聞いておく。価格については特に聞かない。これは今、土地推計が実際にやっている。

一方で、価格については、地価公示で地価関数を計りまして、それを後から適用するという形で土地基本調査の方で補完するような、一種の加工統計のような流れをしていると思うのです。

同じようなことが建物調査でもやられていると思うのですが、住宅調査については、現状やられていないというふうに認識しておりますし、建物に関しては、土地と違うので、なかなかそこが難しいという部分が、恐らく少し過小推計になる傾向が多いという認識がございます。

では、直接価格を聞こうではないかということで考えたときには3つの選択肢がある。

1つは、取得価格を聞く。取得時期を聞こうとしているわけですから、当時の取得価格を聞く。

2つ目は、固定資産の評価額を聞く。今回の住生活総合調査の方では固定資産の評価額を聞いているということです。

3つ目は、推定の売却価格と言うか、市場価格を直接聞いてしまうということがあります。これは統計調査にあまり不慣れな方が選択するものと思われてしまうかもしれません。

ただ一方で、資本の測定に関しての理論というものがございまして、そういうものを考えていったときに、さきほどのどれか1つを選べと言われると、P I M推計値の精度を検証するためには3番目を選んでしまうようなところがございます。補足することが非常に困難な資産価値というものに接近していこうとしたとき、特に住宅に関しましては、まだ中古市場における流動性もある。流動性のあまり無い中古住宅もあるでしょうけれども、是非その検討が必要なのかと思います。

一方で固定資産の評価額に関しましては、私が言うまでもなく市場価格とは相当ずれている。私自身が資産、アセットのある程度の専門家と思っておりますし、固定資産税についても、一般の方よりは詳しいかなと思っていたのですが、固定資産税評価額というのは昨夜に妻に聞きまして、幾らかというのを調べてみたのです。

一方で私ちょうど住宅を売ろうとしているところでありまして、不動産屋さんに見積りを取ってもらっていたことが先月ありまして、その価格評価額を見ますと、約2.5倍違うという形です。

そういうものの中で、3つのものがあるかもしれませんが、そういうものの検討を15分でやるには確かに短いですし、今やられていないから要らないのではなくて、内閣側のニーズと国土交通省の推計の姿、一方で建設デフレーター推計に関わってくると思うのですが、ヘドニック等のクオリティを考慮した形での住宅デフレーターをどう推計していくかという話とも絡んできますし、そういう体系の中での検討を、やや大きい話ではありますが、ワーキンググループ等で早急に検討を始めるということができないでしょうか。

前回、次回以降の検討課題にしますかという話をされたので、つい、そうかもしれませんという話をしてしまったのですが、早急に検討する価値はあるかと思います。平成15年のときも同様な議論があったかと思います。是非そういうことを提案させていただきたいのです。ワーキンググループ等でこの場では大きな問題だとしても、まさに分散型統計システムを維持する限り、その弊害がこういう問題にきているという形にしていますので、その検討をもうちょっと小さなところでできないでしょうか。

○阿藤部会長 ワーキンググループというのは、この部会の更に下のという意味なのですか。例えば仮にSNAに関する部会ができたときに、そこでやるとかという話ではないのですか。

○野村委員 SNAの部会の中でも、ここまで一次統計の調査票の項目にさかのぼって議論することはかつてなかったと私の中では認識していますし、なかなか難しい部分があると思います。まさにどこでもやる場所が無い形かもしれませんが、この部会の中でやられるのがいいのではないかと私自身は思っています。

○阿藤部会長 もう一点は、そのワーキンググループの結果を踏まえて、今回の調査にそれを反映させるという非常に短期的な目標を持ったものという意味ですか。

○野村委員 それは不可能ではないと私自身は思いますし、5年前もそれを検討することが議事録に載っていますし、やられればいいのかと思いますし、どうでしょうか。

○會田統計審査官 諮問者の立場として、いいですか。

今、お話を伺ってしまして、評価というのは非常に難しいわけで、実際住宅の評価というのはSNAの方でやっていらっしゃると。それは全体を調べるということではなくて、建てられたものからなくなったものを差し引いてやっていくと。そういったものと、ある断面を調査したものがどれだけ整合性があるかというのもわからない。

評価につきましても、先生おっしゃったように、2.5倍違ういろんな価格のものがあって、今の構造的なものから、ヘドニック的に価格を推計するにしても、色々研究すべきものは多々あると思いますし、それが現実に取り入れられる方法なのかどうかというのは難しいところがあると思うので、それを今回12月までの答申の間でお願いして、十分できるのだろうか非常に疑問のあるところだと思うのです。

○大江専門委員 住宅というものが今回のサブプライム問題などに見られるように、非常に経済に対して実質的な色々な影響を与えるということが出てきているわけなのですけれども、そういった調査をすることが社会的にどういう意味を持つのかということ、もう少しそういうことを議論される方々の中で明確にする必要がある。その上でこの調査の中にこういうものを入れるのは本当に重要なのだということが広く理解されないと、調査項目を増やしていくことは難しいのではないかと。もしかしたらそれは経済学の側から見ればこれまでの住宅政策なり住生活に関する政策の中に、経済的な要因が非常に少なくしか入っていないと、暮らしとか、あるいはかつては住宅が足りないという中で、どうやって住宅を作っていくかという観点が強過ぎたという、その転換点に来ておることは確かなので、方向性としてはおっしゃるような方向だと思いますけれども、なぜそこまでここに早急に入れてそれをやらなきゃいけないのかという理由について、余り理解できないです。

ですから、もう少し理解が進むような状況の中で、本当にそれは必要なのだと、この中に入れなければデータが取れないのだということを明確にされた上で、次の調査から入れることを御検討されるなりした方がいいのではないかとこのように思います。

○阿藤部会長 廣松委員どうですか。

○廣松委員 今、野村委員の方から御紹介があったとおり、前回のときにも、確かに同じような議論が起きました。そのときには、残念ながら含められなかったわけです。それから確かに5年経つわけですが、そこは申し訳ないですけれども、何とか技術的な意味では必ずしも十分に検討されてこなかったという側面はあると思います。一方で調査環境という観点から言うと、5年前に比べても大変厳しくなっていることは事実であって、そのような環境の下でどこまで取り入れられるかということに関しては、今すぐ結論は出ないかなというふうに思っています。

同時に、先ほど内閣府の研究所の方から、現状のストック推定のお話を伺いましたが、恐らく内閣府さんの方でも当然現状の方法がベストだとはお考えではないだろうと思います。特に、1970年の国富調査がベンチマークになっていて、それから30年以上も、70年をベンチマークにしたままやっていたのでは、かなり現状とかけ離れていると思うのです。

この調査自体は5年置きですので、中間年の扱い、SNAとの関係をどうするかということについても慎重に考慮しないと難しいかなと思っています。

ただ、野村委員がおっしゃっているような意味で、この20年の調査に取り込むというのは、時間的な制約から言っても大変厳しいのではないかと思います。ただし、住宅の資産評価ということに関して、過去5年間十分検討できなかったというか、してこなかったという反省も踏まえて、真剣にやるべきであると思います。

○阿藤部会長 真剣という意味は。例えば、具体的に野村委員がおっしゃったようなワーキンググループを作るとか、そういう意味ですか。

○廣松委員 先ほど森泉専門委員もおっしゃいましたけれども、国民生活基礎調査に関する審議でも、同じような議論がなされました。そのときには、結局価格は調査をしませんでした。資産評価に関して、先ほど野村委員が3種類ぐらい推計の方法を挙げられましたが、結局、3番目というか、調査をするという選択肢を選ばずに、調査実施部局の方で価格の推計をして、一部その評価をやっています。ただし、参考値という扱いだったかもしれません。それが、参考になるのではないかと思います。つまり、住宅・土地統計調査の結果を使って、住宅の資産評価をするときの参考になるのではないかと思います。

○阿藤部会長 現状の調査票でということですね。

○廣松委員 そうです。

○森泉専門委員 私も野村委員のおっしゃっていることは非常によくわかります。しかし、要するに、ヘドニック的なことをやれるようなものを調査項目に入れなければいけないというのも、おっしゃっていた話の中の1つですね。

○野村委員 属性を入れることができるのであればですが、そのような詳細な調査項目を追加で入れることに現実性がないのであれば・・・

○森泉専門委員 その3つを入れるということですね。それが多分、色々御検討には時間がかかるかと思うのです。先ほど、ちょっと申し上げたのですけれども、10万近いサンプルがある旧住宅需要実態調査で市場価格はあと一步で聞けるわけですから、あと取得価格

を聞けば、というふうなことは考えられないでしょうか。

○阿藤部会長 国土交通省さん、どうぞ。

○平松企画専門官 国土交通省の住宅局でございます。色々御検討のポイントというか御指摘をいただいているわけですが、私どもも経済的なデータを何とか加えられないかということで検討してまいりまして、今、一応この案としてまとめたものでございます。

先ほど大江専門委員からも御発言がありましたけれども、この資産について客体がどう受け止めるかという話については非常に慎重に対応すべきだと思っております、その中で、私ども調査目的に照らして、住宅の需要と家計の状況、これらの関係がどうなるかということ进行分析するに当たって、やはりその資産状況も今回、必要最低限のものを項目として加えようということで入れさせていただいたものでございまして、いたずらに項目を増やすということについては、なかなか難しい点があるのかなと思っております。

それから、時価についてでございますけれども、時価については恐らく設問を設けても、先ほど野村委員からもお話がありました、住んでおられる方の時価に関わる認識というのは恐らくないと思います。それは、中古市場がアメリカと違って日本は未発達でございますので、余りそういう認識を皆さんお持ちではないのではないかとと思っております、時価を直接聞くということについては、更に難しい問題というふうに認識しております。

○森泉専門委員 そうすると、先ほどの住生活総合調査の一番最後のX（ア）は、「固定資産税評価額に基づいて答えて下さい」というので、これは、野村委員もおっしゃった1つの方法ですが、これは足し算するわけですよ。だから、ここで足し算しないものを1つ出せば、野村委員がおっしゃった2番目の固定資産評価額は取れる。

取得価格というのは、ここにごく最近移って来た人だけかもしれませんが、あるわけですね。そこで言えば、少なくともサンプル調査結果ではありますけれども2つは満たされる。市場価格はちょっとまだわからないがということですね。

○平松企画専門官 今、森泉委員からご発言があったとおり、設問3で最近5年間の住宅状況の変化というのを聞いておりました、そこで住宅を買いましたという方に対しては、その家に幾ら費用がかかったかということも聞いてございますので、一応、幾らで取得したかということについては、かなりサンプルとして絞られますけれども、この調査の中でも聞けるかと思っております。今、森泉専門委員がおっしゃったのはそういうことかと思っております。

○阿藤部会長 大江専門委員、それでいいですか。

○大江専門委員 実は、国民生活基礎調査の資産推計の研究会に私入っていたのですが、記憶は大分薄らいできていますが、なかなか難しい推計だったという記憶がありまして、それは高齢者がどれぐらい資産を用いて介護費用の捻出みたいなものができるかという問題意識でやっていたのですけれども、1つの研究をしていますので、それも参考になるだろうというふうに思います。

あともう一つ、私がちょっと気になりますのは、さっき廣松委員もおっしゃったように、

70年のベンチマークでやっているということですね。そして、そこに付け加えて行っているわけですが、住宅分野の研究の中で常に問題になっているのは、滅失部分をどういうふうに把握するのかという、滅失がうまくとらえられていないという問題。それから、フローの方で、ここは私よく知らないので間違っていたら申し訳ないのですが、着工統計ベースでやっているのと、着工統計というのかなり実際の建設ベースの違うものが入っていると、その辺りの問題もあつたりして、もしSNAにおける問題であるとか、そういうものをやるとしたら、かなりこれ自体のシステムの中で、何が今欠けていて、その部分で住宅・土地統計調査に期待できる部分は何なのかということですね。やはりそちら側から研究しないと、これがあるからこれで取ってみたらということではないのではないかと私は思います。

○森泉専門委員　ちょっと大江専門委員と違うのですけれども、私は、新しい住生活の基本計画において、住宅政策が新しくなってマーケットに任せるということになれば、元来は、一番初めに申し上げましたように、住宅の市場価値というものをとらえてしかるべきだということは私は思います。ただ、それは、今回の12月までに間に合うかどうかというのは、ちょっと難しいかなという気はいたしますけれども、やはりそこは国民の6割か7割を占める資産の重要な部分ですから、そこに関して市場価格に近いものを得るというのは、これは住生活と言うのですから、生活がバックにある経済的変数をとらえるというものは当然ではないかと思えます。

○阿藤部会長　さまざまな御意見が出まして、という具合にこの中だけでも大変な百家争鳴でちょっと意見がまとまらないということ、例えば、ワーキンググループを作って12月までに結論を出すというようなことは、座長としては大変難しいという感触を持つのですが、お聞きしていると、そもそも森泉専門委員が御指摘になったように、ストック統計そのものの問題、更にはその中に占める住宅が非常に大きいということで、それほど重要であれば。

○野村委員　住宅も大きいですし、住宅政策としての視野から、色々調べたい問題があるのかもしれませんが、ストック推計等、あるいは資本のサービスが2008年以降、SNAの方から勧告されるという形の中でも、喫緊の課題の1つであることは間違いありません。ストック水準について見直しを図ろうということは、これまでに何度も色々な報告書等で指摘されていることですが、実際上12月までできるかという部分に関しては、勿論それはありませんが、今まさに検討すべき問題でないということはない。

○阿藤部会長　多分、この場ではとても議論が尽きないので、住宅政策の転換によってマーケット指向になってくると、その中で、今後ですけれども、日本でもそういう住宅市場が発展していく可能性は、アメリカまでとは言わないまでも大きい。そういう中で、市場価値の持つ意味はますます大きくなっていくだろうという認識を、これは恐らく皆さん共有していると思います。

ただ、今回の調査で、市場価格をここに盛り込むかということ、内閣府の方のお返事、あ

るいは他の委員、専門委員の御意見から見ても、色々な問題点、技術的な問題、調査環境の問題、そして現在内閣府では、あればいいけれどもということと、ともかく一部はしいでいる。そういう状況があるということで、今回の調査では、一応、この点については含めないということで御理解願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

ただ、その後、それではどうするのかと、色々な形があると思うのです。担当官庁で研究会、有識者会議を持って議論するとか、あるいは統計委員会のSNA部会とか、基本計画部会にこれを伝えて、全体としては小さい課題かもしれませんが、しかし、非常に大きな問題としてこちらでは議論になったということで、1つの答案を出してほしいという形でげたを預けると言いますか、ということも考えられますが、いかがでしょうか。

それでは、そういうことで、この問題は一応決着ということにさせていただきます。

調査項目につきましては、ほかに何かございましたか。

○森泉専門委員 所得の問題を、私が申し上げたので、御回答に対して、ちょっと申し述べさせていただきたいと思います。

抵抗が多いとかは別にしまして、世帯全員の収入というのは、住宅・土地統計調査で取っております。それで、従来は、住宅需要で、世帯全員の所得の有無を○を付ける項目があって、それは非常に便利をしておりました。今回、それが落ちてしまったので、新しい住宅需要実態調査で取ることはできないので、この住宅・土地統計調査の方に、従来、住宅需要にあったような所得の有無でよろしいので、ここに○を付けていただきたい。

前回の実施局からの御回答では、私は就業の有無と言ったので、それは非常にアクチュアル、ユーザルがあるので難しいというお話があったのですが、旧住宅需要実態調査でやっているように、所得の有無というような形で○を付けていただく項目を1つ設けていただければ、割とやりやすいのではないかと。従来もそれで回答率は落ちたという話は住宅需要実態調査の方からは聞いておりませんので、いかがなものかなと思います。

○阿藤部会長 統計局から再度御意見はありますか。

○森泉専門委員 住調のフェースシートに付けてほしいという要望です。だめなら住生活需要の方に付けてもらいたい。フェースシートですから、同じですね。

○千野国勢統計課長 ポイントは記入者の感覚、所得が加わったことによって、記入対応がどう変わるかといったことで、本来であれば、そういう事項というのは事前に検証したいのです。したがって、もうちょっと早いタイミングであれば、色々検討のしようもあったのかもしれないのですが、今は検証のしようがありませんので、想像で判断するしかないのですが、先ほども申し上げましたが、特に、記入者の抵抗感が多い項目が収入とそれから教育、学歴のようなところの2つですので、この部分はちょっと慎重に我々は考えることになるのですが、例えば、都道府県の方、どんな感じでしょうか。

○阿藤部会長 どうぞ。

○神奈川県 先ず、最初に申し上げたいのは、元々、この住宅・土地統計調査そのものが、調査実務を受け持っている地方公共団体から申し上げますと、かなり難しい調査だという

ふうには受け止めています。調査内容そのものも色々答えにくいといえますか、すぐにその場で書けない、調べないとわからないというような項目が並んでいる。正直言いましてこれ以上複雑にさせていただきたくないというのが、調査実務を担う側の感想でございます。所得をそれぞれ聞くということになりますと。

○森泉専門委員 違います。所得はそれぞれ聞かないです。トータルは聞いているわけですから。

○神奈川県 世帯構成員のそれぞれ所得が有る、無い。

○森泉専門委員 有無だけでよくて、だめなら奥さんの有無だけでもいいと。

○神奈川県 これは例えば、労働力調査でもやっておりますけれども、実際に所得がなくなったりすると、調査拒否のパーセンテージは増えますので、就業年齢に達していて、所得が無いという事実を記入するのは抵抗感があると思います、調査を受ける側にとってです。

○森泉専門委員 でも、世帯全員の所得の合計は聞いているのですよね。だから、今までずっと、今回も。

○神奈川県 所得の額というよりも、ある特定の構成員が、要するに、就業年齢に達している。要するに、学生でもないのに、所得が無いという事実を書きたがらないと思います。

○森泉専門委員 では、奥さんだけでもいいなという気はするのです。就業というのは難しいとおっしゃる、国調ではやっているのですけれども、難しいというお話があったので。ただ、私がさっきも廣松委員の話の延長ですけれども、旧住宅需要実態調査をこのような形でフェースシートをほとんど利用する形でやるのであれば、やはりその辺はもうちょっと慎重に検討して、従来、住宅需要で聞いていたもの、重要なフェースシートを落とすというようなことは、やはり検討してもよろしいのでは無いかと思うのです。

要するに、住宅需要がこのような形でこちらの中にぶら下がるというようなことですので、そこら辺はどんな感じでしょうか。

○千野国勢統計課長 同じ説明になりますが、調査全体への影響を考えるとなかなか難しいことではないかというふうに考えております。

○森泉専門委員 かつて10万サンプルの住宅需要実態調査でできたわけですから、それで今回、例えば、国民生活のように、ぶら下がっているわけですから、もし、住宅需要をやるときに聞くわけですね、またシートを配るわけですね。だから、そのときにだけでも、その○を1つ、奥さんのところだけでも付けるというわけにはいかないのでしょうか。今日御回答いただかなくても結構だと思うのですが。

○阿藤部会長 それは住生活総合調査の方に追加という趣旨ですか。

○森泉専門委員 私自身は、こちらの住宅・土地統計調査にそれはできないのだろうかとお聞きしたら、できないということであったわけです。しかしながら、住宅需要実態調査では、ずっとそれを付けていたわけですから、今度、それがぶら下がる形で住宅需要実態調査を行うわけですから、そこら辺はやはり少し検討して、もし、住宅・土地統計調査で

できないのであれば、そちらの方で検討いただけないかということです。でも、同じフェースシートなので、どうしたらいいかわからないのです。

○阿藤部会長 ほかの委員の方から何か意見ございますか。

○廣松委員 大変難しいことだと思います。もっと話を発散させるようで申し訳ないのですが、この住宅・土地調査とそれから今回新たに行われる住生活総合調査意外に、実は、家計に関しては、規模は違いますけれども、全国消費実態調査というのがもう一方であるわけです。勿論、サンプルの大きさも、それから標本設計もすべて異なりますから、一概に同列で議論するわけにはいかないのですが、大体今まで家計のストックの推計に関しては、全国消費実態調査の方を用いて行われてきました。今度、確かに住宅に関しては、新たに住生活基本法ができ、それに基づく基本計画という形で新たな住宅政策が策定されるわけですから、そこに何らかの形で市場評価、あるいは金銭的な評価を加えるというのは1つの考え方だと思います。ただ、現時点で、住宅・土地統計調査に新たに調査事項を加えるというのは、私はちょっと慎重に考えた方がいいのではないかというふうに思います。

○阿藤部会長 もう1人ぐらい、ほかの方の御意見は無いですか。

○大江専門委員 私は先ほど申し上げたので繰り返しになりますが、私も廣松委員と同じ意見で、私もさっきから家計の問題が気になっていまして、要するに、この資産の問題というのを確かに住宅・土地統計調査は、ハードウェアをしっかりと調査するので、そこに絡めて価格的部分とかローンとか、そういうことをしっかりとつかまえば、その部分の正確性は高まると思うのですが、一方で、家計の中における貯蓄やそういうものとの関係で言うと、やはりこの部分はかなり薄いと思うので、やはり全般的な、どこでどういう調査をしたら、そして、どういう項目を入れたら効果的であるのかということ横並びでよく考えた上で、やはりここにどうしてもこれを入れないといけないとか、あるいはここに入れることが一番効率的である、それから、被調査者の負担も少ないということがよく理解できる状態の中で項目を入れていくべきだというふうに考えます。

○阿藤部会長 ほかにありますでしょうか。

○森泉専門委員 私自身は、住宅・土地統計調査に入れるのは非常に難しいのならば、住宅需要実態調査というふうに思いましたけれども、要するに、住宅需要実態調査、以前入れていたわけですから、それも不可能ということですね、今のお話だと、そこで聞くことは不可能であると。

○平松企画専門官 基本的には今回の見直しの中で、フェースシートにかかる部分は、すべて住宅・土地統計調査のデータをリンケージで分析することになっております。

○森泉専門委員 そこで非常に困ってしまうのですけれども、少なくとも、私は次回の課題としてテイクノートしていただきたいと思います。

○阿藤部会長 ありがとうございます。全世帯についての所得は調べているが、世帯個々について所得の有無というものが入れられればという御意見でしたので、その調査は実施上かなり難しい問題もあるという御意見などもありまして、ただ、先ほどの話ともつな

がりますが、住宅土地に関する経済状態、当然それを買う側の状況というものについての情報も次第に重要になってくるということで、そういうことを今後の検討課題とするということできたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、ちょっと時間が私の不手際であと4分しかございませんが、では、何とか「2（3）調査票の配布・収集」の説明、手短に済めばありがたいのですが、それについて総務省統計局のお考え方などを聞かせてください。

○千野国勢調査課長 先ずは、前回の部会で、記入の仕方をしっかり書くべきだという御意見がございましたので、「記入のしかた」は資料の3－（2）でございます。この「記入のしかた」につきましても、今回バージョンはこれから作成、現在作成中ということで、前回のバージョンを用意してございます。ただし、前回は、この「記入のしかた」に調査票を挟み込むような形での封入で収集しておりましたので、こういうふうな三つ折という制限がございましたが、今回、そのような制限がございませんので、そういうことも踏まえて、できる限り記入者が記入しやすいような「記入のしかた」を作っていきたいと思っております。

それからもう一つ資料3－（1）ということで、封入用の封筒を配布してございます。これも20年住調の用品としては、これから作成いたしますので、17年国勢調査で用いたものを配布してございます。概ねこのような形で、場合によっては封筒の下に窓を付けて、その窓から調査票の中の調査番号ですとか見えるような形にすることになるかもしれませんが、概ねこのような形を考えてございます。これが封筒です。

あとはオンライン調査の関係でございますが、オンライン回収につきまして、市町村の選定基準はどのようになっているのかという御意見がございました。併せて、どの程度の未回答等をチェックするのかという御意見がございました。

先ず、市町村の選定基準ですが、オンライン回収につきましては、今後は本格的にオンライン回収を導入する予定ですが、今回はまだ一部ということでやりたい。その一部ですが、概念的には、どういう市町村かと言いますと、1つは世帯を対象とするオンライン回収の経験のある市町村、これは現在就調で幾つかの市町村でやっておりますので、そういうところが1つの目安。

それから、もう一つは、オンライン回収が有効な地域ということで、不在がちな世帯とか、オートロックマンションが多いような調査区、市町村といったようなところで、このオンライン回収をやってみたいというふうに考えてございます。

実際、具体的にどういう市町村でということにつきましては、現在実施しております就業構造基本調査の状況を踏まえて決めていきたいと考えてございます。

それから、未回答等をどこまでシステムの中でチェックするのかということにつきましては、指定統計は統計法上申告義務のあるという性格がございましたので、原則としては未回答等を認めるということとは言えないと思います。ただし、現実問題といたしましては、

システム上、重いチェックを加えますと、そのシステムが非常に遅くなってレスポンスが悪くなるということですか、先生御指摘の回答意欲の問題などがございますので、そのようなことから世帯が回答を断念するようなことがないようにといったようなことも含めて、優先順位を考えて判断したいというふうに考えております。

それから、オンライン調査の回収の部分で、調査員との連絡といったような新しい事務が発生する、その事務の進め方ということですが、オンライン調査をどう進めるかといいますと、調査員がすべての世帯に回答用のID確認コードを配布いたしまして、世帯はそれを用いてログインして回答する。

市町村は、オンライン上提出された調査票につきましては、政府統計共同利用システムの調査票受付管理画面にアクセスできますので、そこにアクセスして回答した世帯のID等を確認いたします。そうやって回答があった世帯につきましては、調査員への連絡につきましては、市町村から調査員との間に指導員がおりますので、市町村から指導員、指導員から調査員というような系統で連絡していくことを考えてございまして、詳細につきましては、地方との会議が幾つかございますので、そういった場で細かな検討を進めていきたいと考えてございます。

配布・収集につきましては以上です。

○阿藤部会長 ありがとうございます。ただいま調査票の配布・収集に関しまして統計局からの御説明がございましたが、これについて御質問、御発言ございましたらどうぞ。

○嶋崎専門委員 私が前回提示しました2点について御説明いただきありがとうございます。オンライン収集については基本的には現在進行中の就調の結果に鑑みてということで、承知いたしました。

それから、オンライン上の未回答については、原則としては認めないけれども、優先順位を付けるということで結構です。

もう一点気になりましたのが、オンライン上での回答は、実際には夜中等なされることが多々あるかと思えます。先走ってしまいますが、コールセンターは、日中のみの対応なのでしょうか。この点について次回教えていただければと思います。

○千野国勢統計課長 オンラインは24時間でございまして、コールセンターは午前9時から午後9時まで、土・日・祝日を含むという時間でやっております。

○嶋崎専門委員 では、土・日・祝日のところでコールをするということで対応を考えているということですね。わかりました。

○阿藤部会長 ほかにございませんでしょうか。

○廣松委員 これも先走るかもしれませんが、特に収集のところで、今度、一部民間に開放するわけですね。ですから、その部分が少し気になる。したがって、今日は時間も無いと思いますので、それは次の(4)の民間委託のところで議論できればと思います。

○阿藤部会長 ほかにございますでしょうか。では、前回、この点についていただいた御疑念は一応解消されたということで理解してよろしいでしょうか。

では、そうさせていただきます。

ちょっと時間が過ぎてしまいましたが一応、2（3）まで終えたということで、本日はここまでにしたいと思います。

「論点メモ」に残りました項目については、次回の部会で審議したいと存じます。

本日は、繰り返しになりますが、全体として會田統計審査官から説明を受けた後、論点メモを私の方から新しいものを追加しまして、大項目である1は後回しにして、大項目の2. 調査の方法の中で標本設計、調査事項、そして今御議論いただきました調査票の配布・収集というところまで一応終えたということでございます。残ったのは、大項目2で言えば、民間委託、コールセンターの設置、集計の結果表ということでございますが、これについては次回の冒頭で御議論願いたいというふうに思います。

本日は、特に資料提出等ございませんでしたので、次回の部会の日程等について事務局から御説明をお願いします。

○會田統計審査官 次回の部会は追って詳細な御連絡は差し上げますが、一応来月11月12日月曜日午前10時から12時までこの会議室で予定しておりますので、お願いしたいと思います。

また、次回部会で追加して整理すること等、必要と考えられる事項など発生しましたら、準備の都合もございませぬので、10月いっぱいまでに事務局宛てにメールなどで御連絡いただければ準備するようになりたいと思います。

以上でございます。

○阿藤部会長 最後に、本日部会の協議といいますか討議結果につきましては、来週の10月29日の月曜日に開催が予定されております第2回の統計委員会に中間報告をすることにいたします。

本日の審議はこれまでといたします。ありがとうございました。